宮城県建設工事元請・下請関係適正化要綱の一部を改正する要綱

宮城県建設工事元請・下請関係適正化要綱(平成13年4月1日施行)の一部を次のように改正する。

改 正 後 (新)	改 正 前 (旧)
宮城県建設工事元請・下請関係適正化要綱	宮城県建設工事元請・下請関係適正化要綱
第1条~第6条 (略)	第1条~第6条 (略)
第7条 (略)	第7条 (略)
2 (略)	2 (略)
$(1) \sim (7) (略)$	(1) \sim (7) (略)
(削除)	(8) 施工体制事前提出方式(オープンブック方式)の適用緩
	和による入札において、県との請負契約の内容を下請負人によ
	って施行する場合、別表2-1に掲げる書類及び工事費内訳書
	を提出し、発注者の承認を受けること。
$(8) \sim (11)$ (略)	$(9) \sim (12)$ (略)
3 (略)	3 (略)
第8条~第10条 (略)	第8条~第10条 (略)
別表 1 ~別表 2 (略)	別表 1 ~別表 2 (略)
(削除)	別表 2-1 (略)
別表3~別表4 (略)	別表3~別表4 (略)
様式-1~様式5-2 (略)	様式-1~様式5-2 (略)

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

	改	正後	ξ (新)			改	正後(旧)	
(削除)					月	表2 - 1 +				
						名	称₽	様式↩	提出時期。	4
						一部下請	負承認願₽	様式-2₽		*
						一部下請	負確認書₽	様式-3-1≠	下請負承認申請時₽	
						社会保険等	加入確認書。	様式-5-1≠		*
					'					_

(様式-4)	予定下請負人・予定下請金額の変更に関する理由書	(様式-4)	予定下請負人・予定下請金額の変更に関する理由書			
	アルドのサス・アルドの単位の人文に関する社由者 <u></u> 年 月 日		年 月 F			
宮城県知事	(又は地方公所長) 殿	宫城県知事	(又は地方公所長) 踱			
	直接元請負人 作 所 商号又は名称 代 表 者 名 人・予定下請金額に変更が生じるので、宮城県建設工事元請・下請関係適正化表謝第	子定下諸負	回核元請負人 作 所 商号又は名称 代表者名 子定下請負人・予定下請金額に変更が生じるので、宮城県建設工事元請・下請閱係適正化製鋼第			
	現定に基づき提出します。	100 mm same	規定に基づき提出します。			
工事番号		工事器局				
	①当初下語負人名: ②変更予計負人名: ③変更型由「競斗口のにレを付す。) □当の予定していた一次下請負人が、当該工事の人私前に他の工事の元請負人又は下達負人になった。 □当の予定していた一次下請負人が、当該工事の人私前に他の工事の元請負人又は下達負人になった。 □当の予定していた一次下請負人の主任技術者が、事務等、不認め事能により配置できなくなった。 □出助等書の結果、応工方法の変更等、不測の事態を生じたため、当初予定していた一次下請負人の 契約が明確しなった。 □工事内容の変更に伴い、実たな工項の追加や工事接角の変更があり、当初予定していた。次下請負人 以外の名への下請負の必要がよった。 □工事内容の変更に伴い、実たな工項の追加や工事接角の変更があり、当初予定していた。次下請負人 以外の名への下請負の必要がよった。		⑪・変更下請負人名: ②変更下請負人名: ③変更理由(減当口方にレを付す。) □当初予でしていた。次に達負人が、当該工事の人利能に他の工事の記録会人又は下達負人になった。 □当初予でしていた一次下請負人が、当該公司、不制の事態により配置できなくなった。 □当初予心していた一次下請負人の主任技術者が、事故会、不制の事態により配置できなくなった。 □ 地比特性の病素、施工方法の変更な、不制の事態を生じたため、当初予定していた一次下請負人とク受助が事情となった。 □ 1 「工事内部の変更上作り、特方な工造の遺址や工事数量の変更があり、当初予定していた一次下請負人及以外の者への下請負の重要が生じた。 □ その他(具体的内容を下機に記載)			
	①当初下流子定割: □円(四角現込み種) ②変更下済金額: □円(四角現込み種) ②変更理由(接当口内にレを付す。) □上上費小点式完全地上下降的の予定額に定業があり、下流金額変更の必要が生じた。 □現地構力が発見、成工力法や工事政務の変更が化じた。 □工事内容の変更に作り、表定な工道の追加や工事政策の変更があり、下流負の予定額を変更する必要が生じた。 □管村高数などに作り、下流負の予定額を変更する必要が生じた。 □その他(具体的内容を下横に記載)		①当初下請予定額: 四(市業的込み額) ②変更下請金額: 四(南衛和込み額) ②変更理由(該当口内にしを与す。) □上上教材(割に認知した下訴訟の予定額があり。下語金額変更の必要が生じた。 □規定権のの企業・加工が法や工事数量の変更が生じた。 □工事情の変更に行い、若たな工権の治量や工事数量の変更があり。下語気の予定額を変更する必要が生じた。 □子の様(天体的内容を下側に記載)			

(削除) ※H25.9.1以降適用 オープンブック方式適用緩和による入札の場合 下請会社と契約する前後の処理フロー <元請下請関係適正化要綱 参考資料2> ※オーブンブック適用緩和による入札の場合 1 下請負指導責任者を定めたとき <元請下請関係適正化要額 参考資料1>のフローと同様です。 2 工事の内容の一部を下請負させたいとき(一次下請負会社) 書類準備 模式-2 一部下ı排負承認期 一部下請負強認 報文-5-1 一部下請負強認 社会保険等 工事費內配置 加入強認書 特別事情証明書及び 確認書頭(4条4項1号 契約書(案) 県内企業の活用割合 自己申告の評価基準の区 分より下回る場合 下回る場合 書類準備(追加) 様式-4 申告内容どおりの場合 発注者に提出(監督職員経由) 承認書 承認·不承認 承認された下請予定会社 承認されなかった下請予定会社 下請予定会社と契約できません 下請予定会社と契約 様式-5 様式-5 下語契約書確認書 契約書(写) 様式-5-2 下書報助が 書類準備 工事契約書等原本証明届出書 (契約当事者のどちらか一方のみ で可) 施工体系図 発注者に提出 【要綱様式から削除】 3 新しい一次下請け会社を追加したいとき 4 二次以降の下請契約を締結・追加・変更したいとき <元請下請関係適正化要綱 参考資料1>のフローと同様 です。 5 一次下請について承認後、内容に変更が生じたとき